


経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報



テーマ：2026年4月法改正～税務・労務・登記～

バックナンバー  
はこちらから 

2026年4月1日に施行された主な法改正事項はつぎのとおりです。

## 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

項目	内容
適用対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等で常時使用する従業員数が400人以下(通算法人などの特定法人については、300人以下)のもの
適用対象資産	取得価額が40万円未満である減価償却資産
適用期間・要件	2026年4月1日から2029年3月31日までの間に取得、事業の用に供すること

## 企業グループ間の取引に係る書類保存義務の特例

項目	内容
制度内容	企業グループ間で行う工場所有権や著作権等の譲渡又は貸付け、経営指導等の役務提供等に関する契約書、明細等の書類の取得・作成及び保存の義務化
罰則	青色申告の承認の取消事由等となる

## 女性活躍促進法改正による公表義務の拡大

項目	内容
公表義務	<ul style="list-style-type: none"><li>従業員数101～300人の企業において「男女間賃金差異」の公表が義務化</li><li>従業員数101人以上の企業において「女性管理職比率」の公表が義務化</li></ul>
公表方法	厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」 自社のホームページ掲載等でもOK
公表期間の数値 公表時期	初回の「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の情報公表は、2026年4月1日以後に最初に終了する事業年度の実績を、その翌事業年度の開始後3ヶ月以内

## 住所等変更登記の義務化

項目	内容
住所等変更登記の義務	<ul style="list-style-type: none"><li>不動産の所有者は、氏名若しくは名称又は住所について変更があったときは、その変更日から2年以内に変更の登記の申請をすることが義務化</li><li>義務化前に住所等を変更した場合であっても、2028年3月31日までに変更登記が必要</li></ul>
罰則	5万円以下の過料

## お見逃しなく！

2026年2月以降、会社等の設立日が祝祭日、土・日曜日であっても設立登記が可能になりました。ただし、指定の休日等の直前の開庁日に申請、受理される必要があるため、申請タイミングに注意が必要です。オンライン申請・郵送申請の場合も、当該開庁日中に申請書類が到達・受理される必要があります。